

公 示 書

群馬県前橋市大手町2丁目3番1号に所在する「前橋地方合同庁舎」の福利厚生施設において、営業を希望する者の募集を次のとおり公示する。

令和6年10月18日

前橋地方合同庁舎管理庁
関東財務局前橋財務事務所長 越湖 建二

1. 募集施設

(1) 次の施設の営業を希望する者。

- | | | |
|-----------|-----|----|
| ①職員食堂（1階） | ・・・ | 1者 |
| ②売店等（1階） | ・・・ | 1者 |

(2) 施設使用については次のとおり。

施設使用料は有償とする。

なお、施設営業に必要な光熱水料は別途業者側の実費負担とする。

2. 使用許可期間

令和7年4月1日（火）から令和12年3月31日（日）までの5年間。

ただし、必要に応じ一度に限り更新することができる。

3. 参加資格

(1) 良質な商品、優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。

(2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(4) 国税及び地方税を完納していること。

(5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(6) 関東財務局管内の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。

(7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

(8) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害

- を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
 - (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
 - (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
 - (12) 暴力団又は暴力団員及び(8)から(11)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
 - (13) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
 - (14) 労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守していること。
 - (15) 説明資料の交付を受けた者であること。
 - (16) 下記5.の説明会に出席した者であること。

4. 説明資料配付期間及び配付場所

(1) 配付期間

令和6年10月18日(金) ~ 令和6年11月11日(月)
9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分
(土曜、日曜及び祝日を除く。)

(2) 配付場所

〒371-0026

群馬県前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎10階
関東財務局前橋財務事務所 総務課 合同庁舎管理係

※公募説明資料は、当所において手交する。

5. 説明会の開催

(1) 開催日時

令和6年11月12日(火) 14時00分から

(2) 開催場所

〒371-0026

群馬県前橋市大手町2-3-1

前橋地方合同庁舎10階 前橋財務事務所 会議室

(3) 内容

企画提案書等の作成要領及び施設の概要等に関する説明を行う。

なお、上記4.の説明資料の交付を受けていない者は、説明会への参加を認めない。

また、説明会に出席しない者の応募も認めない。

6. 企画提案書の受付

(1) 受付期間

令和6年11月13日(水) ~ 令和6年11月28日(木)
9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分
(土曜、日曜及び祝日を除く。)

(2) 受付場所

〒371-0026

群馬県前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎10階

関東財務局前橋財務事務所 総務課 合同庁舎管理係

7. 照会先

関東財務局前橋財務事務所 総務課 合同庁舎管理係

合同庁舎管理係長 齋藤（さいとう）

電話 027-896-2907（ダイヤルイン）

メールアドレス soumu.maebashi@kt.lfb-mof.go.jp